

平成27年度(第7回)小学生「税に関する絵はがきコンクール」を実施

一般社団法人 広島県法人会連

合会女性部会連絡協議会（以下、略して「県女連協」）と共催して、第7回、小学生「税に関する絵はがきコンクール」を実施しました。

当会女性部会では、13校から170作品の応募があり、入選作品以上を庄原ショッピングセンター「ジョイフル」店内へ「税を考える週間中（11月11日～17日）、納税貯蓄組合連合会主催の「中学生、習字・作文」および庄原間税会主催の「税の標語」に併せて展示させて戴き、今回、2回目3会合同の表彰式を、庄原法人会が当番幹事として庄原地区租税教育推進協議会の協力を戴き、盛大に開催されました。



法人会長賞を授与される
矢吹副会長（右）



女性部会長賞を授与される
青木女性部会長（中）

第7回 平成27年度「税に関する絵はがきコンクール」入賞者

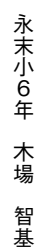
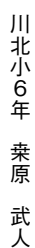
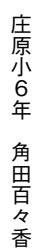
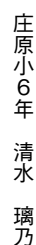
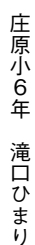
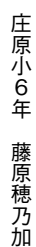
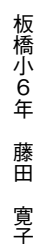
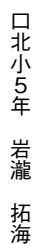
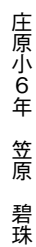
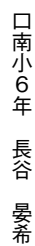
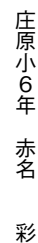
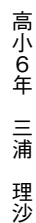
No.	学校名	学年	氏名	賞
1	栗田	6	若林 春奈	庄原税務署長賞
2	高	6	三浦 理沙	庄原市教育委員会教育長賞
3	庄原	6	紫名 彩	庄原地区租税教育推進協議会代表幹事賞
4	口南	6	長谷 晏希	公益社団法人庄原法人会長賞
5	庄原	6	笠原 碧珠	公益社団法人庄原法人会女性部会長賞
6	口北	5	岩瀧 拓海	審査委員特別賞
7	板橋	6	藤田 寛子	審査委員特別賞
	庄原	6	藤原穂乃加	入選
	庄原	6	滝口ひまり	入選
	庄原	6	清水 璃乃	入選
	庄原	6	角田百々香	入選
	川北	6	栗原 武人	入選
	永末	6	木場 智基	入選
	永末	6	吉岡 由真	入選
	永末	6	石原 大翔	入選
	板橋	6	横山 紗代	入選
	板橋	6	大崎 暖	入選
	板橋	6	林 剣真	入選
	総領	6	平田 実里	入選
	口北	6	熊谷 優花	入選
	口北	6	小田 和正	入選
	口北	6	錦織 睦実	入選
	八幡	6	小林 梓	入選
	八幡	6	芳賀千菜々	入選
	八幡	6	林 海央	入選
	栗田	6	田邊 来華	入選
	高	6	大塚 美春	入選
	高	6	原田 雅也	入選
	高	6	松井 海秀	入選
	山内	6	曾根 美季	入選
	山内	6	久保 舞	入選
	峰田	6	竹岡 颯太	入選
	西城	6	神本すみれ	入選

なお、作品は1月下旬まで市役所各支所ロビーにも展示させて戴きました。

来年も、9月上旬までに「税に関する絵はがき」を作画してコンクールに応募して戴きますよう関係機関のご協力をお願いいたします。



あいさつされる矢吹副会長



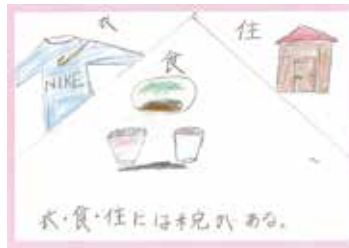
永末小6年 吉岡 由真



永末小6年 石原 大翔



板橋小6年 大崎 暖



板橋小6年 横山 紗代



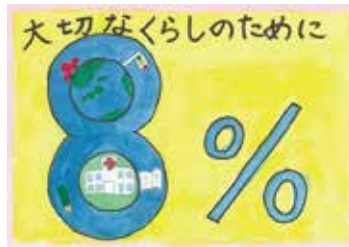
板橋小6年 林 剣真



総領小6年 平田 実里



口北小6年 熊谷 優花



口北小6年 小田 和正



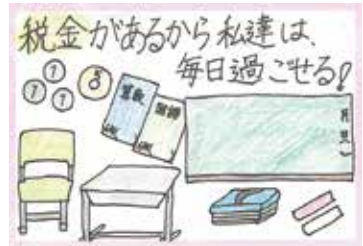
口北小6年 錦織 睦美



八幡小6年 小林 梓



八幡小6年 芳賀千菜々



八幡小6年 林 海央



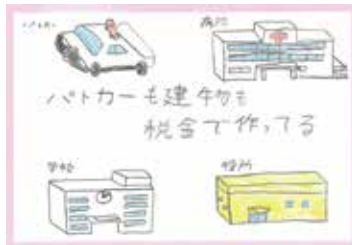
栗田小6年 田邊 来華



高小6年 大塚 美春



高小6年 原田 雅也



高小6年 松井 海秀



山内小6年 曾根 美季



山内小6年 久保 舞



峰田小6年 竹岡 颯太



西城小6年 神本すみれ



法人会アンケート調査システム

新規登録 にご協力ください

法人会は、国内企業の約82万社が加入する大きな団体です。これまで60年以上の長きにわたり、税知識の普及、納税意識の高揚など、一貫して「税」を中心とした活動を展開し、国と地域の発展に貢献してまいりました。

このようななか、全法連は会員企業の声を広く集めるツールとして、法人会アンケート調査システムを平成22年に創設しました。

システム創設以降、法人会活動の発展と法人会の社会的な認知度向上につなげるため、各種テーマによる調査を実施し、その結果を法人会内外に公表してきました。

平成26年4月には、システムをリニューアルし、アンケート結果をメールでお知らせするなどの機能を改善したところです。

今後このシステムをさらに有効活用すべく、全法連では、まだシステムへの登録がお済でない会員のみなさまに新規登録をお勧めしています。

つきましては、未登録の方はこの機会にぜひご登録いただきますようお願い申し上げます。

平成27年4月 公益財団法人 全国法人会総連合



アンケート調査システムの活用状況と 新規登録をふやす理由

システムの活用状況は？



景況感をはじめ法人会活動に対する意見収集など、月1～2件のペースで調査をしています。

最近では、多くの企業の意見を容易に収集できる有効なシステムとして、行政や大学等の外部機関がこのシステムに注目するようになりました。すでにこれらの外部機関とタイアップした調査も実施しています。



どうして新規登録を ふやす必要があるの？



アンケート結果の信頼性をさらに高められれば、マスコミに取り上げられる可能性も高まり、法人会の認知度向上に大いに役立つものと考えられます。そのため新規登録を増やすとともに回答数のアップをめざしています。

また、登録数が増えれば県連や単位会で独自にアンケートを実施することも可能です。

*平成26年12月現在、アンケート送信対象は約2000名、回答数は約400件です。



外部機関とタイアップして実施した主な調査 * ()内は外部機関、実施年月

自主点検チェックシートの
活用状況 (国税庁、H26/10)

帳簿書類の保存状況
(国税庁、H26/8)

がん検診意識調査
(東京都、H25/12)

事業承継
(慶応大学大学院、H25/10)

法人会アンケート調査システム 新規登録方法

- 登録資格は「**会員企業に所属する方または個人会員**」に限ります。
- 登録するメールアドレスは、**会社の代表アドレス等、できるかぎり組織上のアドレス**でご登録願います（メール未達先発生防止のため）。



1

登録したいメールアドレスが使えるパソコン等から、ウェブで「法人会」を
検索します。（登録時に同意確認等があるため、本人様ご自身でお手続き願います）



2

検索結果から「全国法人会総連合」をクリックし、
全法連のホームページを表示します。
そして「法人会アンケート調査システム」の
バナーをクリックします（右図）。



3

法人会アンケート調査システムの画面に遷移したら、各種手続きの「新規登録」をクリックします。



参考/すでに登録している方でメールアドレス等を変更される
場合はこちらから手続きをしてください。

4

メール送信画面が表示されますので、そのまま送信します。
ただし、迷惑メール等の受信拒否設定をしている場合は、@zenkokuhojinkai.or.jp からのメールを受信
できるように設定してから送信してください。



送信

5

すぐにメールが返信されますので開封し、本文中のリンクをクリックします。



クリック

リンクを
クリックしてね。



6

入力画面が開きますので、画面の指示に沿ってご自身の情報を登録します。
最後まで入力し、登録完了の旨メールが届いたら終了です。

ご注意/すでに登録済のアドレスは新規登録できません。なお、平成26年3月以前に登録済の方は上記 ⑤ の「登録情報の確認・変更」
からご自身の登録情報を更新願います（更新後、アンケートの送信を再開します）。

アンケートを受信されました、
ご回答にご協力いただきますようお願いいたします。

2ヵ月に1～2回の頻度でアンケートを実施しておりますので、受信後は
ご回答をお願いいたします。
なお、アンケートの内容によっては、事業所の代表者やご担当者等から
ご回答いただきたい場合があります。メール受信者と回答者が異なる場合は、
右図の手順でご回答ください。



○ 確定申告等作成コーナーについて

書面で提出！
又は
e-Tax でデータ送信！

便利な 申告書の作成は 国税庁ホームページの
「確定申告書等作成コーナー」で!!

www.nta.go.jp

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。

「給与・公的年金専用」の申告書作成画面を新設しました。初めての方でも操作しやすい画面となっています。是非ご利用ください。

電子証明書 ICカードリーダー おうちで作成 ネットで申告 e-Tax 詳しくは 国税庁 で 検索

問合せ先：庄原税務署 TEL0824-72-1001 音声ガイダンスに従い「2」を選択してください

○ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

《庄原税務署からマイナンバー制度のお知らせ》

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

国税分野におけるポイント

その①

税務関係書類に番号を記載していただく必要があります。

【番号の記載が必要となる時期（例）】

	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年分以降の申告書から	（平成28年分の場合） 平成29年2月16日～ 3月15日
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から	（例）平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書 ⇒平成29年1月31日まで
申請書 届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

その②

税務署等に個人番号を記載した申告書等を提出する際は、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。

（例）

- 1 個人番号カード（番号確認と身元確認）
- 2 通知カード（番号確認）＋運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元確認）

県税からのお知らせ



法人二税, 地方法人特別税の税率が変わりました。

平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、税率が改正されています。新税率については、申告書等に同封される税率表や県のホームページでご確認ください。

また、最初の事業年度の予定申告については、経過措置が設けられていますので、ご注意ください。

【予定申告の経過措置】

平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度

《法人県民税（法人税割）》 $(\text{前事業年度の法人税割額} \times 3.8) \div \text{前事業年度の月数}$

《法人事業税》 $(\text{前事業年度の法人事業税額（割ごとの額）} \div \text{前事業年度の月数}) \times 7.5$

《地方法人特別税》 $(\text{前事業年度の地方法人特別税額} \div \text{前事業年度の月数}) \times 4.0$

過疎地域における県税の優遇措置をご存じですか。

製造業を営む法人や個人の方が、三次市や庄原市で工業生産設備を新設・増設した場合や工場を取得した場合に、法人事業税や不動産取得税が免除される場合があります。免除される要件は次のとおりです。詳しくは、県税事務所へお尋ねください。

《課税免除の適用要件》

- ① 税務署で青色申告の承認を受けている。
- ② 製造の事業の用に供している。
- ③ 工業生産設備や工場用の建物及びその敷地の取得価額が2,700万円を超えている。
- ④ 特別償却として計上している。
(特別償却として計上していない場合でも対象となる場合があります。)
- ⑤ 公害関係法令等に違反していない。

※適用要件は目安として考えてください。

お問い合わせ先 北部県税事務所 電話（代表）：(0824) 63-5181

法人の設立届・異動届などの様式や、納付書などをホームページからダウンロードできます。ぜひご利用ください。

ホームページアドレス：<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>

eLTAX (エルタックス) にて

市税の電子申告受付中

庄原市では、インターネットを利用した電子手続きサービス「^{エルタックス}eLTAX」による申告、申請・届出を受け付けています。

eLTAX の利用により、窓口に出向いたり郵送することなく、申告の手続きが自宅やオフィスで行えます。

市税の申告・届出申請には、便利な eLTAX をご利用ください。

利用できる税目(手続き)

庄原市でご利用いただける eLTAX の税目(手続き)は、次のものがあります。

電子申告

- 法人市民税(中間申告、確定申告、修正申告など)
- 個人住民税(給与支払報告書、給与所得者異動届出書などの特別徴収関連手続き)
- 固定資産税(償却資産の申告)

申請・届出

- 法人市民税(法人設立・設置届出書、異動届出書)
- 個人市民税(特別徴収:特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書)

注記:電子納税はできません。

利用時間

午前8時 30 分から午後9時まで

注記:土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除きます。

利用手続き

電子申告を利用するためには、eLTAX のホームページから次の手順で手続きが必要になります。

- 利用届出を行い利用者IDを取得します(電子証明書を取得しておくなど、事前に準備が必要です。)
- eLTAX 対応のソフトウェア(無料)を取得します。なお、市販されている eLTAX 対応のソフトウェアをお持ちの方は必要ありません。
- eLTAX 対応ソフトウェアから申告書を作成し、送信します。

なお、既に eLTAX を利用している方は、「利用届出の変更(税目の追加など)」を行うことにより利用できます。

詳しい内容や手続きは、一般社団法人 地方税電子化協議会 eLTAX ホームページをご覧ください。



eLTAX ホームページ <http://www.eltax.jp/>

問合せ先 庄原市 税務課 市民税係 電話 0824-73-1146

太陽光発電設備に係る固定資産税(償却資産)について

太陽光発電設備は固定資産税の償却資産に該当し、固定資産税の課税の対象となる場合があります。

償却資産とは、会社や個人で事業を営んでいる方が所有し、その事業のために用いることができる構築物や機械、運搬具、備品などの事業用資産をいいます。

10kw 以上の太陽光パネルを設置して、発電量の全量または余剰を売電する場合は、事業用資産に該当し、固定資産税(償却資産)の対象となります。

地方税法第 383 条では、1 月 1 日(賦課期日)現在で所有している償却資産について、毎年 1 月末までに申告することになっています。この期間を過ぎても申告は可能です。

太陽光発電設備(10kw 以上)に関して、固定資産税に該当する設備は下表のとおりです。

太陽光パネル設置方法		家屋に一体の建材(屋根材など)として設置	架台に乗せて屋根に設置	家屋以外の場所(地上や屋根の要件を満たしていない構築物など)に設置
太陽光発電設備	太陽光パネル	家屋	償却	償却
	架台	家屋	償却	償却
	接続ユニット	償却	償却	償却
	パワーコンディショナー	償却	償却	償却
	表示ユニット	償却	償却	償却
	電力量計等	償却	償却	償却

家屋の屋根材として設置された太陽光パネルについては、**家屋**の課税対象となり、それ以外の上記の設備については**償却資産**の課税対象となります。

また、太陽光パネルを架台に乗せて屋根に設置した場合や地上に設置した場合等は、上記の設備は償却資産の課税対象となります。

＜評価方法＞

申告の内容に基づいて償却資産を評価し、課税標準を計算します。

固定資産税＝ 課税標準額(価格) × 税率(1.4%)

課税標準額・・・1 月 1 日現在の償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものです。

免 税 点・・・課税標準額の合計が 150 万円未満の場合は課税されません。

課税されていない場合も、償却資産をお持ちの方は、毎年申告が必要です。

＜課税標準の特例について＞

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、固定価格買取制度の対象として経済産業省の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備を取得した場合、設備に係る固定資産税額について**最初の3年間課税標準額を3分の2とする**特例措置があります。

対象設備は、固定価格買取制度の認定を受けた、平成 24 年 5 月 29 日～平成 28 年 3 月 31 日の間に取得された再生可能エネルギー発電設備(蓄電装置・変電設備・送電設備)が対象です。(注:平成 28 年度税制改正により、2年間延長される予定です)

ただし、住宅等太陽光発電設備(低圧かつ 10kw 未満)を除きます。

Tタイプは重度の身体障がい状態による リタイアリスクから会社と家族をまもります

Tタイプ

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高1億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型) ※災害死亡保障特則適用

病気による身体障がい状態の例

例えば



- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明

事故による身体障がい状態の例

例えば



- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中に…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに

事故より怖い
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合 約54.9%

事故・けがによる

身体障がい者数の割合 約14.3%

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに当社独自に集計)

- 不慮の事故によって、その事故の日から180日以内にお亡くなりになられた場合は災害死亡保険金を支払います。
- 災害死亡保険金の支払事由以外で死亡された場合、死亡した日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれ減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は払込総保険料を下回ります。
- 就業障がい保険金、災害死亡保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、契約は消滅し重複しては支払いません。
- 災害死亡保障特則を解約することはできません。
- 保険金額1億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・満期保険金・配当金・保険料の払込免除のお取扱いはありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会されるなど加入資格を喪失された場合には、保険料の引き上げ等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、平成27年11月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

引受保険会社



大同生命保険株式会社

広島支社/広島県広島市中区銀山町4-17 TEL 082-241-8191

F-27-1013-S(平成27年11月10日)

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する

経営者の団体である

全国法人会総連合

社長の身になって節税のあと押しをします

法人会に入会しませんか
青年部会・女性部会会員も募集中です

わずかな会費で企業の繁栄と社会への貢献を！
これが法人会のモットーです。法人会に加入したいという
事業所がありましたら、ぜひご紹介ください。

公益社団法人 庄原法人会

〒727-0011

庄原市東本町一丁目2番22号

庄原商工会議所会館内

TEL (0824) 72-1889

(FAX兼用)

E-mail: sh-hojin@siren.ocn.ne.jp

<http://www10.ocn.ne.jp/~shk/>

選ぶなら、がんの治療に 幅広く対応した がん保険。

アフラックは
がん保険
契約件数 **No.1**
平成26年版「インシュアランス生命保険統計号」

選ぶポイント

1 通院保障

入院はもちろん、
通院*も日数無制限で保障。

※①三大治療のための通院 日数無制限保障
②退院後365日以内の通院 日数無制限保障

2 三大治療保障

がんの主な治療法である
手術・放射線・抗がん剤の
三大治療をしっかり保障。

3 がん専門相談サービス

納得した治療法を
選択するために、
専門家に相談できます。

がん専門相談サービス「プレミアサポート」は(株)法研が提供しているサービスです。



はじめてダック

通院・入院・抗がん剤・診断一時金

— 法人会 —

新 **生きるための
がん保険** Days

女性特有のがんにも手厚い

— 法人会 —

新 **生きるための
がん保険** レディース Days

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

広島総合支社

〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコク生命ビル5F
AF法推-2015-0026-1601003 6月12日

法人会フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。